

第四十六回国会 法務委員會議録 第四号

昭和三十一年二月十八日(火曜日)

午前十四時三十分開議

出席委員

委員長 濱野 清吾君

理事 鍛冶 良作君 理事 小金 義照君

理事 小島 徹三君 理事 三田村 武夫君

理事 神近 市子君 理事 坂本 泰良君

理事 細迫 兼光君

大竹 太郎君 奥野 誠亮君

四宮 久吉君 田村 良平君

千葉 三郎君 中垣 國男君

馬場 元治君 井伊 誠一君

山本 幸一君 竹谷源太郎君

志賀 義雄君

出席政府委員

検 査 大臣官房司法 津田 實君

法制調査部長

委員外の出席者

検 査 刑事局総務課 辻 辰三郎君

判 事 (最高裁判所事務 寺田 治郎君

長) 総務局 局長

専 門 員 桜井 芳一君

二月十五日

委員 田村良平君 辞任につき、その補

欠として 江崎真澄君が議長の名で

委員に選任された。

同日

委員 江崎真澄君 辞任につき、その補

欠として 田村良平君が議長の名で

委員に選任された。

本日の会議に付した案件

裁判所職員定員法の一部を改正する

法律案(内閣提出第三八号)

刑事補償法の一部を改正する法律案

(内閣提出第四一号)

○演野委員長 これより会議を開きま

す。

裁判所職員定員法の一部を改正する

法律案及び刑事補償法の一部を改正す

る法律案の両案を一括議題といたしま

す。

刑事補償法の一部を改正する法律案

について逐条説明を求めます。辻総務

課長。

○辻説明員 刑事補償法の一部を改正

する法律案につきまして、改正部分の

御説明を申し上げます。

改正点の第一点は、第四条第一項中

「二百円以上四百円以下」を「四百円以

上千円以下」に改める点であります

が、この点につきましては、現行法

は、無罪の裁判またはこれに準ずる裁

判を受けた者が、未決の拘留もしくは

拘禁または自由刑の執行等により

ます身体拘束を受けておりました場

合には、これにその日数に應じ一日二

百円以上四百円以下の範囲内で裁判所

が決定した金額の割合によります補償

金を交付するものとしております

が、右の二百円以上四百円以下という

基準金額は昭和二十五年に定められ

たものであり、現在におきましては低

きに過ぎる面が生じているものと認めら

れるのであります。ところで、右の基準

金額を引き上げますにつきましては、

当時の経済事情と今日のそれとの比較

が正確に反映されたものでなければな

らないとは必ずしも考えられないので

あります。試みに昭和二十五年当時

の賃金及び物価の水準と最近における

それとを比較いたしますと、最近のそ

れはおおむね二倍程度の上昇を示して

おりますので、これを勘案いたしまし

て右の基準を二倍に引き上げるといた

しますと、四百円以上八百円以下とな

りますが、他面現行法制定の際、基準

金額を決定するための参考資料の一つ

とされたものと認められます。刑事

訴訟における証人日当の最高額は、当

時百二十円でありましたものが現在千

円とされておりますことや、常用労働

者の平均賃金が現在千円をこえており

ますこと等にかんがみまして、右の基

準金額の上限はこれを千円とすることに

が適当であると考えられますので、右

の基準金額はこれを四百円以上千円以

下とすることとした次第でございます

す。

次に改正点の第二点は、第四条第三

項本文中「五十万円以内を」「百万円以

内」に改め、同項ただし書き中「五十万

円」を「百万円」に改める点であります

が、この点につきましては、現行法

は、無罪の裁判またはこれに準ずる裁

判を受けた者が死刑の執行を受け

ました場合、すなわち死刑の執行後、

再審等で無罪が確定いたしました場合

であります。このような重大な事例

は現在まで皆無であり、将来もあり得

ないことと確信いたしております。

ございまして、この場合には、これに

五十万円以内で裁判所の決定した金額

の補償金を交付し、なお、この場合本

人の死亡によりまして生じた財産

上の損失額が証明されたときは、

その損失額に五十万円を加算いたしま

した額の範囲内で裁判所の決定した金

額の補償金を交付することとしており

ます。右の五十万円という基準金額

も、昭和二十五年に定められたもので

あります。今回身体拘束による補

償の基準金額を引き上げられることと

しますと、これをも引き上げることが

適当であると考えられますので、これ

を二倍に引き上げて百万円とすること

といたした次第であります。

次は、この法律案の附則関係であり

ますが、その第一項は、「この法律は公

布の日から施行する。」といたしまし

て、施行期日を定めたものでありま

す。

次は第二項として、「この法律の施

行前に無罪の裁判又は免訴若しくは公

訴棄却の裁判を受けた者に係る補償に

ついては、なお従前の例による。」とい

たしておりますが、これはこの

改正法が、その施行後に無罪の裁判

または免訴もしくは公訴棄却の裁判を

受けました者に対して適用される

ことを明らかにしたものであります。

刑事補償の請求権は無罪等の裁判を受

けましたときに発生するものでありま

すので、改正法の施行後にこれらの裁

判を受けました者につきまして適用す

ることとしたものであります。

以上をもって御説明を終わります。

○演野委員長 これにて逐条説明は終

わりました。

○演野委員長 これより両案の質疑に

入ります。質疑の通告がありますか

ら、これを許します。大竹太郎君。

○大竹委員 それではこの定員法のほ

うから御質問いたしたいと思うのであ

ります。現在定員に對する欠

員が七十一名、これはもちろん判事、

判事補を入れての裁判官の定員につい

ての欠員であります。七十一名の欠

員ということになっておるのでありま

す。これはもちろん現在の全体の定員

は二千四百四十五名ということにな

っておりますので、これと比較いたしま

して必ずしも多いということにはなら

ないかとも思いますけれども、増加し

ようとする十五名というものから見ま

すと、相当大きな数字というふうに見

えられるのであります。そういったし

すと、この増加の理由であります。第

一審の裁判の適正迅速な処理という

点から見ますと、増員に先立ちまし

て、現在の定員の欠員を補充して、定

員を定員として確保するということが

まず肝要かと考えられるのであります

が、この欠員に對する補充の計画その

他について具体的に指示をいたされ

たいと思つております。

○寺田最高裁判所長官代理者 お答え

申し上げます。ただいま御質問ござい

ました裁判官の欠員の問題でございま

すが、これは毎回の法務委員会で定

員法の御審議をいただく際に問題にな

る点でございます。私どもとしてもその充員にいろいろ努力を重ねてまいておるところでございますけれども、御承知のとおり、裁判官の補充の給源と申しますのは、法律上司法修習生から判事補になってまいります。そのほかには検察官なり弁護士なりから判事なり判事補になり、こういうふうに分かれておるわけでございますけれども、実際問題といたしまして、検事なり弁護士から裁判官におなりになる方はきわめて少数でございます。そういう関係からいまして、実際に司法修習生から判事補になる、判事補から判事になるというのが主たる給源になっておるわけでございます。そういったしまして、退官とかあるいは死亡なさる方というのは年間にずっと逐次ございます。定年で退官される方は誕生日で定年退官されることになりまして、これは年間に毎月ごとにあるわけでございます。それに對しまして判事補から判事になる、修習生から判事補になるというのは、教育機関の関係で大体三月末になってまいります。そして四月に新たな判事補ができる、判事ができる、こういう勘定になるわけでございます。そういう関係でございますので、いまお話のございました七十一名という欠員も、昨年の四月にはほぼ充員いたしておりました。それから逐次こういう欠員が出てまいりました。こういう関係になるわけでございます。お手元にお出しいたしております表は昭和三十三年十二月一日現在でございます。それ以後さらに本年の三月末までに四十名程度の定年退官なりその他の理由による退職があるわけでございます。そういうものを合計いたしますと、百名余りになるわけでございます。それに対しては、私どものほうといたしましては、修習生から判事補になります者が大体六十名余り見込んでおります。それと、簡易裁判所の判事につきましては選考任用の方法もございまして、そういうものを合わせまして、大体四月から五、六月ごろにかけては、一応この程度の数字は充員できる、こういう考えでおるわけでございます。

○大竹委員 そういたしますと、この欠員の補充はもろもろのこと、十五名の増加のほうもこの四月にならなければ充足しないということになるのでありますか。

○寺田最高裁判所長官代理者 大体四月以降になると思われまして。

○大竹委員 それでは重ねて聞きたいのであります。この裁判の適正迅速な処理という問題には、もちろん人員の増加の問題もあると思うのであります。それが、それだけではなかなかこの問題は解決しないと思うのであります。このほか、この目的のために裁判所としてとられておる方法という方針があつたらお聞きしたい。

○寺田最高裁判所長官代理者 ただいまのお尋ねの点でございますが、裁判所といたしましては、要するに裁判を適正迅速にやるということがすべてでございます。裁判所の予算はいわばすべてこの目的のためのものともいえるかと考へるわけでありまして、たとえば今回の予算でも管轄費といたしまして二十数億の予算を計上していただいておりますが、これも法廷の増設であるとか、あるいは新設でありまして、すべて裁判の

適正迅速に寄与するものでございまして、もう少し直接的なことを申し上げても、この定員増加のほかに、たとえば機械器具等の整備あるいは自動車の整備、少しお話がこまかくなりますが、たとえばコピーを整備する、あるいはゼロックスを整備するという費用、あるいは検証用の自動車を整備する費用、こういうものを合わせまして約一億程度のもので計上されて、いま国会で御審議を受けておるわけでございます。予算関係から申しまして、さようなことになっておるわけでありまして、そのほかには手続の面といたしましては、先般来弁護士会その他いろいろな御協議いただきまして、刑事の面におきましては特に集中審理の方式につきましていろいろ討議をされております。そういう関係では、数年来第一審の司法協議会というふうなものを設けまして弁護士会なり検察庁と御協議いただきまして、訴訟の迅速適正な処理についていろいろ検討を進め、具体的な実施方策の検討を進めておるといふようなわけでございます。

また予算のほうに戻りますが、なお、補助機構というものがきわめて大切であるというように考へるわけでありまして、つまり、先ほど御説明申し上げました裁判官の充員につきましてはいろいろのむずかしい問題もございまして、補助職員を充員するというふうな関係から、今回の予算でも書記官と調査官等の増員も認めていただいておりますが、そのほか、数年来問題になっておりました代行書記官の書記官への組みかえ、これが六百数十名予算に計上されておまして、予算が国会を通過いたしますことになりましたら、従

来の代行書記官はすべて書記官として働くことができる。こういう関係も一つの訴訟に対する迅速適正化の方法であらうと考へております。

さらに根本的な問題といたしましては、御承知のとおり内閣のほうに臨時司法制度調査会というものが設けられておまして、法曹一元問題を含む裁判官の任用制度その他につきまして研究を重ねられておまして、今年の八月に答申が出るように承っておりますので、そういったすれば、さらにそれに基づきまして抜本的な施策が行なわれることになるであらう、かように考へておるわけでありまして。

○大竹委員 それでは、この十五名の定員の増員について少しお尋ねしたいのであります。この前予算について説明していただいたときに、たしか裁判所の中の職員旅費の点につきまして、三十九年度は減額になっておる、これは一体どういう意味だという御質問があつたときに、この件数が三十九年度は減る見込みであるというふうなお話もありましたし、またこの資料から見まして、ある点ではそういう傾向もあるわけでありまして、そういういたしますと、この増員の理由の中にある事件の増加ということと矛盾するよう考へるのであります。その点いかがでしょうか。

○寺田最高裁判所長官代理者 まことにございまして。御質問のほうに伺いますのでございまして、実はこの件数の点でございますが、当初私もが予算の大蔵省に對する要求書を提出いたしました當時は、まだ昭和三十三年の実績というものがはっきりいたしませんでした時期でございまして、おそ

くは三十八年、三十九年と相当に事件がふえるであらう、かような見通しでかなりの要求をいたしたわけでございますが、その後、予算折衝中に逐次昭和三十三年の実績が明らかになるに伴いまして、若干増勢がにぶつておる、ものによつてはむしろ減少の傾向をたどつておるといふような数字が出てまいつたわけでございます。あまり繁雑になることもいかかと思ひますのでごく簡単に申し上げますと、お手元に法務省のほうから配つていただいております参考資料の五ページに新受件数が出ておるわけでございますが、その五ページの表の中の一審上の欄の民事訴訟の第一審というところでございます。これが三十六年の六万三千件から三十七年には六万五千件とふえておまして、相当大幅な増加でございます。が、三十八年の実績は六万六千件余りで、ふえてはおりますけれども、そのふえ方はそれほど大きくないわけでございます。そういったしまして、そのトータルの民事合計という欄がまん中辺にございまして、その欄を見ますと、三十六年が約三十三万五千件、三十七年が約三十二万八千件、これに對しまして三十八年は三十二万二千件、こういうことで、つまり減つておるわけでございます。なお、刑事の関係におきましても、三十七年の合計が約三十五万七千件、これまた若干減つておるわけでありまして、こういうところから、三十九年もトータルにおいては減るのではなからうかというふうな見通しも立つわけでございます。これがおそくは先般予算関係で出たと存じますが、そういったしまして、この一番上の欄の

民事の第一審訴訟事件は、若干ではございますがふえておるわけでございます。なお、これは新受事件のことでございます。従来からの未済事件がやはり相当にあるわけでございます。そういうものを全部勘案いたしますと、やはりこの際ある程度の増員をしていただかなければ裁判所の迅速な処理ができない、さような結論になりました。当初要求いたしましたよりもかなり少ない量でございますが、増員を認めていま計上いたしておる、かような関係になるわけでございます。

○大竹委員 そうしますと、いまちょっとお話がありました当初に要求された人員というのは、許されたのが、十五人というふうなことがうなずかれましたが、当初はどのくらい要求されたのでありますか。

○寺田最高裁判所長官代理者 裁判官全体といたしましては百十三名要求いたしましたわけでございます。その内訳を申し上げますと、判事の二十四名、判事補四十六名、簡易裁判所判事四十三名、合計百十三名要求いたしました。合計十五名認められた、かような関係になるわけでございます。

○大竹委員 そういたしますと、私考えるのでありますが、結局事件は多少減ってきて、いままでの事件処理の上からいって、さつき申し上げた適正迅速な処理ということが不可能だということ、件数は多少減つてもそういう目的のために逐次ふやしていかねばならぬというふうな考えてよろしいのですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 そのとおりでございます。実はこの最終的な十五名ということにつきまして、こ

れはわれわれのほうとしてもあるいはもう少しふやしていただいたほうがとうとうな気持ちがないではないわけでありまして、しかし事件の伸びの問題と、それから特に主として先ほど来お話のございました欠員補充、充員の関係を見合いましたしまして、まづ本年度はこの程度の人数でやってみよう、かような結論になったわけでございます。将来、先ほど申し上げました臨時司法制度調査会の結論いかによりましては、どういう方向に進むことになるかわかりませんが、これが大筋において従来どおりというふうなことでございまして、やはり将来ともある程度の増員も逐次認めていただかなければいへんではないか、かように考えておるわけでございます。

○大竹委員 それから、こまかいことでありますが、この十五人の配置はどういうふうになるのでありますしょうか。

○寺田最高裁判所長官代理者 この十五人のうち、判事五名と判事補五名は、主として第一審訴訟の迅速適正という見地で認めていただいたものでございまして、大部分東京、大阪等の大都會の裁判所、特に未済の多いところに重点的に配置するつもりでございます。簡易裁判所判事の五名と申しますのは、これは主として交通事件の処理のために認めていただくことになつておるものでございまして、これをお認めいただきますれば、いわゆる交通裁判所のほうに配置する、かような計画でございます。

○大竹委員 それでは裁判官のほうは終わりまして、裁判官以外の職員のことについてちょっとお聞きしたいのであります。百三十五名おふやしになるといふのでありますが、この資料によりますと、私ちょっと計算してみると、欠員が八百六十六名、総員が二万八千八百八名であります。これはいろいろ職額がございまして、この補充の計画についてお伺いしたい。

○寺田最高裁判所長官代理者 これはいま御指摘のございましたとおり、何と申しましても二万人という非常に大ぜいの職員の数でございますので、ある程度欠員は常時いろいろな操作の關係で残るわけでございます。むろん、われわれのほうといたしましては、できる限り欠員を補充して、十分な戦力で仕事をやってまいりたいと考えておるわけでございますが、全国にまたがっておりますし、それとていろいろ全国的な各裁判所の定員配置等の關係もございまして、これは最近にも定員を全国的な視野で改正するという計画をしておるわけでございますが、その点ももう少し詳細に御説明申し上げますと、つまり、事件というものはある時期にはある裁判所が非常にふえ、また他の時期には減るといふようなこともございまして、なるべくそれを事件の現状にマッチしたように配置することが一番望ましいわけでございます。そういうことで大体二年ないし三年ごとぐらいに全国の裁判所の定員を入れかえておるわけでございますけれども、そういたしましたとしても、裁判官の場合は御承知のとおり全国的な転任、異動をやっております。東京の判事を札幌に持っていくたりやるわけでございますが、一般の職員の場合、それも上級者の場合はある程度それもございすけれど

ども、比較的下級の若い方につきましては、なかなかそういうこともむずかしいでございます。定員をきめまして、すぐそのとおり動いていただくというふうなこともむずかしい場合もございまして、そういうふうないろいろな關係からいたしまして、これはそういう間の操作におきまして、若干の欠員が出てまいったりするわけでございます。しかし、各地元の裁判所におきましては、欠員のある場合、極力それを充員したいという意向を持っておるわけでございます。そういう点も、私どものほうで全国的にながめながら、できる限りそれを補充していくというふうなやっておりますわけでございます。これも逐次――全然欠員がないという状態にはおそれる困難でございますが、逐次減少させてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○大竹委員 裁判官のほうは、先ほどお話がありましたように、いろいろな關係から四月という時期に、欠員も増加分も一語に任命されるということは一応わかるのでありますが、そのほかの職員は随時やられるのですか。やはり年に一度ずつ補充されるのですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 一般職の職員の中にも、たとえば裁判所の書記官でございますとか、あるいは家庭裁判所の調査官というものは非常に資格のむずかしいものでございまして、書記官の場合で申し上げますと、裁判所書記官研修所というところで研修をいたしました、その卒業生が通常書記官に任ぜられるわけでございます。そのほか昇任試験という方法もございすので、その卒業時期になつてまい

るわけでございます。家庭裁判所調査官につきましても、調査官研修所というものがございまして、そこを卒業してなつてまいるわけでございます。それから速記官につきましても、書記官研修所で速記官の養成をいたしております。これを卒業してなつてまいるわけでございます。

しかし、それ以外の一般の職員は、普通の各省の場合と同様に、そのつど採用することになるわけでございますが、實際上学校卒業期である三月あたりが比較的とりいという面はございす。特にその時期というふうに限定しているわけではないのでございす。

○大竹委員 それから先ほど書記官補から書記官に任命したというお話があったのでありますが、裁判所法の附則か何かに代行書記官というのがあります。いままで代行書記官の資格のある人を書記官にしたのだらうと思うのでありますが、そうすると、この法律はまだそのまゝになっておるわけでありまして、この制度は今後どうなるのであります。また続いて官補で書記官の仕事をする人があるということになるのですか、もうなくするのですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 ただいまの御質問まことにございまして、先般のいろいろな国会の御好意によりまして、多数おりました代行書記官が本年でもって全部書記官に組みかえていただけたということになるわけでございます。むろん若干いゆる書記官になる書記官補は残るわけでございますが、これは書記官研修所入所中の者等がそれに当たることにな

りますので、實際上代行書記官という制度は廃止していただいているのではないかと、実際に考えておられるわけではございません。その点につきましての法律改正等をやっていただきますかどうかという点につきましては、さらにもう少し私どもとしても検討させていただきます。その上でまた御審議をいただくなりするようにしたいと考えております。実際上はそういうものはほとんどなくなるわけではございません。

なお、先ほど、私闘き違いであったかも知れませんが、一般職の職員は、八百幾らとおっしゃったかと思ひますが、四百六名でございます。そういうことで御了承いただきたいと思ひます。

○大竹委員 そういたしますと、家庭裁判所の調査官も同じことですか。○寺田最高裁判所長官代理者 家庭裁判所の調査官補につきましては、実はこれも先年ある程度の組みかえをやっていたわけでございますが、現在でもなお百名余りの者は代行調査官という形になっておられるわけでございます。こういう方々にもいざ調査官になっていただいたほうがいいのではないかと考えておられるわけでございますが、何ぶん調査官の教育課程というものが相当長いございますので、そのある段階にいくまでのところで一応代行をやっていたら、そしてまたその数年後にほんとうの調査官になっていただくということが現在のところとしてはやむを得ないのではないかと考えておられるわけでございます。将来いろいろそういう方面の教育等も進んでまいりますれば、あるいはそういう代行制を全部なくするという時期もくる

かとも思ひますが、いまのところ、やはりもう少ししばらくは代行調査官の制度を残していただいたほうがいいのではないかと考えてございます。

○大竹委員 定員法については大体この程度にいたします。

○鑑治委員 ちょっと……。いま私、この参考書類を見て、裁判官以外の職員の四百六人ですね、これは一べんに欠員ができたわけではなく、おいおい重なってきたものだろうと思うのですが、四百六人に今度は百三十五人ですから、五百四十一人ですね、ことはそれだけ補充する考えでございますか。

○寺田最高裁判所長官代理者 前段のお話の点はそのとおりでございます。逐次出てまいったわけでは、いまお話しのとおり本年五百四十名余りを補充したい、かように考えておられるわけでございます。

○鑑治委員 実際ことしじゅうにできますか、どうですか、確信がありますか。

○寺田最高裁判所長官代理者 これは五百何名と申ししても、いろいろな職種があるわけでございますので、私どもとしては、ぜひともこれを充員して裁判所の戦力を増強したい、かように考えておられるわけでございます。

○鑑治委員 それはこういうふうになつた以上やってもらわなければならぬが、私の言うのは、事実上やれますか、確信がありますかということですか。というのは、一べんに四百何十名という欠員ができるはずはない、これはおいおいふえていったのだらうと思ひます。そういったしますと、欠員がで

きて補充できないからそれだけにたつたというのだから、そこへ持ってきて百三十五名ふやすとなると――これは大蔵省がよく認めたと思う。増員するよりなせ先に補充をやらぬのか、もし欠員を出しておるのであれば、補充をするといつたって、欠員でやれるじゃないか、増員せぬでいいじゃないかと言われそうだと思うのですが、その点、私気がついたから申し上げるのです。

○寺田最高裁判所長官代理者 これはおそろしくこういう定員の改正の場合にいつも問題になることだらうと思ひますが、どういふ機関でも、おそろしく全然欠員がないというところは、二万人からの職員につきましては、むずかしいことではなからうかと思うのであります。まことにごもっともなお話でございますが、これは先ほど来申し上げておりますように、全国の裁判所にばらまかれておられるわけで、それぞれのところの欠員というものは、一名とか二名とか、しかもそれぞれの職種について、これはまた一名とか二名とか、そういうふうに分かれてしまつたわけでございます。

○寺田最高裁判所長官代理者 この場合は、補充の關係が、これは全部同じ職種で、私どものところには全部いる、こういうことなら、それは四百人からあるならそれを埋めたいといふことですが、定員をとにかく一応全国の裁判所にまきまして、しかもそれがそれぞれの職種であるわけでございます。そうすると、それぞれのところでは、たとえばある裁判所ではタイピストを充員した、そのときにこちらでは事務官が退職したために欠員になった、そちらの事務官の欠員を補充いたしますと、またこちらでは

自動車の運転手がやめていつて欠員になった。それを全国的にトータルいたしますと、こういう数になるわけでございます。もしこれが全然欠員なしで運用しようとしたしますと、たいへんむずかしいことになるわけでございます。自信があるのかというお話、まことにそういうふうにお尋ねいただきましたとお答えがむずかしくなりますが、私どもとしては、現在の時点において自信を持っておると申し上げるより、しよがないわけでございます。

○鑑治委員 まあ、なるべく多く充員するといふならば、欠員はできるだけ早く補充しておかれぬと、欠員でいまやっているじゃないか、新しく要らぬじゃないか、こう言われると思ひますから申し上げるの、その点を今後できるだけ御努力をお願いしたいと思います。

それから裁判官ですが、これはあなただのほうで百十三人要求しておいたのに、簡易裁判所を入れてたつた十五人ですが、たつたこれだけ認められてやういふ自信があるのか、いかがでございます。

○寺田最高裁判所長官代理者 この点、先ほど大竹委員の御質問に対しては申し上げましたとおり、私どもとしては最初百十何名の増員でなければやういふ自信がない、その基準は、一応現在の訴訟を大体半分くらいの期間にしたい、たとえば民事が約一年近くかかると思へば、これをせめて半年くらいにする。それから刑事の場合は半年近くかかると思へば、これは少なくとも三、四ヶ月程度に縮めたい、こういう基準で一応そろばんをはじきました数字がこの百十何名でございます。こ

の際にも、むろん百十何名要求して、はたして充員の見込みがあるかということが大蔵省等からも非常に追及されたわけでございますが、何とか努力して充員するということでお答えしつつ折衝を重ねてまいつたわけでございますが、まあ正直に申しまして、なかなかその百十何名の充員というところはむずかしいといふことになりまして、また事件の伸びも従来ほどではない、こういうことになってまいりまして、まあこころは十五人程度でしんぼうしよう、こういうことになったわけでありま

す。そうなりますと、自然、当初に予定いたしました一年かかっておつたのを半年にし、あるいは半年のを三ヶ月にする、こういう計画ができないといふことになるわけではございません、遺憾ながら、来三十九年度においても、若干の訴訟の促進ははかれるけれども、大幅な促進はなおむずかしい、こういうことになるわけでございます。

す。まあ、従来よりは幾分か早くなるという程度でござんほういただくほかはない、四十年以降にひとつ御期待をいただきたい、かように考えておられるわけでございます。

○鑑治委員 そこでまた欠員ですが、これは合計が出ておるのですか。高裁では欠員が十人、地裁で六人、それから家裁で十七人と十一人、こういうことになりませんか。その次には簡裁で二十七人、その次は、これは何ですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 それが合計です。

○鑑治委員 高裁で三十三人ですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 高裁長官と判事と合わせまして三十三人の欠員です。高裁の長官というものは、た

またまこの表をつくりましますときに、高松高裁長官が欠員になっておりまして、そうになっております。

○**鍛冶委員** そうすると、三十三人と十一人で四十四人、それに二十七人、こういうことになるわけですね。

○**寺田最高裁判所長官代理者** さようでございます。

○**鍛冶委員** 七十一人になりますね。いま職員のところと言ったと同様に、これも容易に埋まらぬのですか。埋まらぬからこういう大きな欠員が出てきたのですか。

○**寺田最高裁判所長官代理者** これも先ほど大竹委員の御質問にお答え申し上げましたように、一般的には裁判官の補充という事は非常にむずかしいわけでございます。ただ、一般職の場合と多少面の違ひ点がございまして、は、一般職はそういうふうな全国的にばらまかれておる関係で、補充が片方にできれば、片方出るということで、欠員が出てくるわけでございますが、裁判官の場合は、これは統一的に採用してございまして、そういう問題はあるかどうかという事が第一の問題でございます。第二の場合は、やめていく方が毎月あるわけでございます。つまり定年という事が誕生目ごとと起こるわけでございますから、それから死亡ということも、これは不意にあるわけでございますが、これに對しまして補充のほうは大体四月に集中するわけでありまして、修習生から判事補になる場合と、判事補から判事になる場合は、これは全部四月でございまして、したがって、こういう年間にたくさん欠員ができておったのを四月に

充員する。一般的に申しますと、そういう関係になるわけでございます。決してこの七十何人が四月に充員できないということではございません。これはむしろ先ほど申しましたよりは、非常に強い自信を持ってこの程度の数字は四月から六月くらいの間には充員できるであらう、かように考えておるわけでございます。

○**鍛冶委員** そうすると、合計八十六人になりますね。

○**寺田最高裁判所長官代理者** 合計一応八十六でございますが、もう少し正確に申し上げますと、この表をつくりました十二月一日からさらに本年の年度末三月三十一日までの間にも約四十人程度の定年退官者等があるわけでありまして、それからすでに現在わかつております死亡者もあるわけですから、そういうものを合計いたしますと、大体百十人余りになりますか、それだけ予定しているわけでございます。その百十人程度のものを四月以降数カ月間にばらばら充員できるといふ、こういう見通しでございます。

○**鍛冶委員** それはいまいう修習生卒業生で大体補われる確信があるのですか。

○**寺田最高裁判所長官代理者** これはこまかく申し上げますと、判事の欠員は判事補で補充するということになります。あるいは簡易裁判所判事で補充するということになります。裁判官全体という目で大きく見ますと、結局主たる給源は判事補ですが、それ以外に弁護士、検察官からもきわめて少数でございましてございまして、それからなお、簡易裁判所判事につきましても特別選考等もあるわけでございます。

て、そういうものをひっくりめまして、大体百名ぐらゐのものであれば充員できるであらう、かように考えているわけでございます。

○**鍛冶委員** いま初めてこんなになくさん欠員があることを聞いたのです。毎年こんな欠員がでますか。

○**寺田最高裁判所長官代理者** 毎年欠員がでますか。押され押されでこうなってきたものではございませんか。

○**寺田最高裁判所長官代理者** その点はむしろそうではございませんので、大体四月前後にはほぼ充員が毎年できているわけでございます。全然欠員ないかと思ひますが、はば充員はできているので、押せ押せというわけではございません。

○**鍛冶委員** 私の聞きたいのは、毎年百人以上の欠員があるのですかという事です。

○**寺田最高裁判所長官代理者** これは大体毎年四月、五月ごろにはほぼ充員になりまして、そうしてまた年間逐次欠員ができておつて、年度末にはやはり百人以上の欠員になる、こういうことを繰り返しているわけでございます。

○**鍛冶委員** いま言われたように、修習生で埋め合わせるのを主にしておりまますと、判事補の埋め合わせはできませんが、判事の埋め合わせはなかなか容易じゃなからうと思ひますが、この点はどうですか。

○**寺田最高裁判所長官代理者** その点はいまちょっと申し上げましたが、つまり、いまから十年前に修習生から判事補になりましたのは、この三月三十一日で十年の期間がくるわけでございますから、これが毎年五十人前後、多

い年は七、八十人ございます。それから判事を充員するわけでございます。それから、その間にきつち判事補から判事になる数と判事の欠員がマッチいたしませんときには、たとえば簡易裁判所の判事を本務にするというような操作もございまして、全体としてはそれで埋まる、こういうことでござい

ます。

○**鍛冶委員** 實際見ておりまして、判事補に判事の職務をとらせておるところがはなはだ多いのです。それは、判事補でもりっぱな人がおりますから、そんな心配は要らぬといふかもしれぬが、われわれの見たところでは、なるべく判事に裁判してもらいたい。ことに一審を重視するといふ上におきましては、よほどなれた人でなければいかぬのじゃないかと思うのです。そうしてみますと、修習生だけにたよっておりますと、判事補の埋め合わせはできるだらうが、ほんとうの判事の埋め合わせはできないといふギャップが出ると思ひます。そういうことがないかどうか。もしそういうことがあるとすれば、その欠点をいかにして埋め合わせをやるというお考えでございまして、この点を承りたい。

○**寺田最高裁判所長官代理者** 鍛冶委員お話しした点も、まことにそのとおりでございます。従来から、この判事補の単独裁判といふものについては、いろいろ各方面から御指摘をいたしておるところでございます。充員の関係だけから申し上げますれば、先ほど申し上げましたように、つまり判事補で十年たった人が判事になっていく、あるいは判事補で五年たった人が、いわゆる職權特例判事補になっていくと

いうことで、充員の関係そのものには、この程度でございまして支障はないわけでございますが、もう少し根本にさかのぼって、裁判をそういう若い方が単独でおやりになることが妥当であるかどうかという点につきましては、これは御承知の臨時司法制度調査会等においても一番問題とされておるところでございます。そういう点との関連におきまして、また法曹一元といふこともいろいろ議論されておるやうに承つておるわけでございます。何と申しまして、その制度は、裁判所法から見れば臨時特例の制度でございまして、これを早急に裁判所の本来の姿にするといふことが根本的には望ましいわけでございます。また判事補諸君におきまして、むしろこの十年間はみっちり勉強するといふことを希望されるという関係にもなるわけでございます。そして、りっぱに修養、勉強ができた上で判事として裁判をやるということが、判事補諸君の側から見ても非常に希望される関係になるわけでございますが、まあ現在はやむを得ず判事補の方にも単独でやっていたらいておる、こういうことになるわけでございます。

その制度を将来どういふふうにするかという点は、現在臨時司法制度調査会で、その辺は、いわば最も中心的な問題として議論されておるところでございます。その答申が出ますれば、いづれ政府のほうで法案立案にかかっていただきます。また国会で御審議をいただく、こういう運びにならうと考えておるわけでございます。

○**鍛冶委員** いまの問題は、それは判事補から全部判事を埋め合わせられ

ば問題ないのですが、そうでないという、私がいま杞憂したような現実であるとするれば、弁護士及び検事から採用してもらふ以外にないと思うのです。そこで、その法曹一元という議論になるのですが、いまあなたは臨時司法制度調査会にたよっておられるのは、これは何もいまさら始まった問題ではありはせぬので、私はこれを主張してからまことに三十年になる。いまだにそれが実現ができません。臨時司法制度調査会という結論が出ようが、これはやっぱり裁判所なり法務省でこれをやらなければならぬという気持ちにならなければ、これはできませんよ。

それから、現在のように判事は判事で育てていく、検事は検事で育てていく、弁護士は弁護士で育てていく。そして、弁護士でどうやらこうやら一人前になった者を、お前、やめて判事になれといつても、それはなかなか手があるものではない。だから、私は前から言うておるのですが、これらの点は、ここまで考えてみれば、私の主張だけを固執するわけではない。あなたのほうでも、なるほどそうでなければならぬとお考えになるかどうか、どうですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 いまお話の中の欠員補充の關係につきましても、現在のところは、一応判事補でもって判事を埋めるのにそう不足はしておらないわけでございます。ただそれはそれといたしまして、そういういわゆるキャリアの判事補出身の判事のほかに、たとえば弁護士御出身の方であるとか、あるいは検察官御出身の方であるとかという方々においてをいたさ

まして裁判官になっていただく、つまりそういういわばミックスした形で裁判所を動かしていくということが好ましいことは、これは私もかねて考へておるところでございます。検察官の方は一応それといたしまして、特に弁護士の關係につきましても、数年前にも特に日本弁護士連合会のほうに呼びかけまして、そうしておいでいただくということの声をかけたわけでございますが、その際にも御希望になる方がきわめて少なかったという状況になっておるわけでございます。私どものほうとしては、これは決して政治的なあれとしてではなく、ほんとうにりっぱな優秀な弁護士の方が裁判所においていただくということはほんとうに歓迎しておるわけでございます。たびたび声はかけておるわけでございますが、なかなか実現しないという状況でございます。これは給与とか、補助者の問題とかあるいは手続の問題とかいろいろ関連してまいりますので、裁判所だけでそれ以上のことはなかなかむずかしいわけで、調査会にたよっておるという形になるわけでございます。現行制度のもとでおいでいただきますものは、これは非常に歓迎しておるのですが、遺憾ながらおいでいただかないという状況でございます。

さらに進んで、そういうキャリアの裁判官をやめてしまつて全部を弁護士出身者にするかどうかという問題になりますと、これはなかなか大きな問題でございます。私どもとしては早急にそれに踏み切るといふことはむずかしいのではないかと、なお十分検討しなければならぬのではないかと、というのが現在のところの考えでございます。

○鍛冶委員 大体いいようですが、ここまでいったからついでに申しておきますが、それはいま言ったように判事は判事で育てていく、検事は検事で育てていく、弁護士は弁護士で育てていく。そうして、弁護士は十年たてば相当なものになりますよ。それをお前やめてひとつ判事になって行けといつたって、なかなか生活を一べんに変えるわけにいかぬ。それから、やはり弁護士で十年やっておる者と判事で育つてきて十年やっておる者と、裁判所に行つて裁判所の仕事をやらせれば、それは劣るのはあたりまえだ、それらの点から考えてなかなか行きやしません。私は法務委員になって毎年一番いやなのは、裁判官というものはえらいものなんだ、給料をよけいやらなければいけないのだ、それでは検事はどうか、検事は下におらなければいかぬ、そんなことを言つたつて、同じ年に卒業して同じように修習生を経て同じ道を進んでおつて、おれは判事になったからえらいのだ、お前は検事になったから弱いのだ、そんなことで通るものではない。これはやはり任命方法を育て方できめてもらわなければならぬ、そういうことはできぬものか。それを同じところでやつていて、判事になったからよけいもらわなければならぬ、検事はなぜおれのほうは弱いのだ、こういうことになる。これらの点から考えましても、私は、この際ひとつ法曹一元ということを法務省も考へてもらわなければならぬし、裁判所はなおさら深く考へてもらわなければならぬというところに気がつきましたから申し上げたので、ひとつ十分御研究のほどをお願いしたいと思ひます。

○濱野委員長 他に質疑がないようでございますから、次会は二十一日午後一時開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十八分散会